

# 2014年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

## 公 法 (憲法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を出すことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机の上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

# 2014年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 入学試験問題 法律科目試験

### (憲 法)

---

#### 第1問 (配点：50点)

公職選挙法は、投票所自書主義の原則について定める(44条1項)が、その例外として、身体に重度の障害のある者については郵便投票ができると定めている(49条2項)。

しかし、精神に重度の障害のある者については郵便投票の制度は設けられていない。

Xは、不安神経症のため投票所に出向くことができない成年者である。

Xが、「次回の国政選挙において選挙権を行使できる地位にあること」の確認を求める訴訟(行政事件訴訟法4条)を提起した場合を想定して、現行法の合憲性について論じなさい(なお、訴訟形式に関する論点については論じなくてよい)。

#### 【参照条文】公職選挙法(抄録)

44条1項 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

49条2項 選挙人で身体に重度の障害があるもの…の投票については、…第44条…の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律…に規定する一般信書便事業者…による…信書便…により送付する方法により行わせることができる。

#### 第2問 (配点：50点)

宗教団体の内部紛争に関する司法権の範囲ないし限界について、判例の立場を説明した上で、あなたの見解を述べなさい。



## 2014年度 同志社大学大学院 司法研究科

### 入学試験問題 法律科目試験

#### (行政法)

---

次の〔設例〕を読んで、下記の問題に答えなさい。

〔設例〕

X社（以下「X」という。）は、甲県乙市における製紙工場の建設を計画し、市長A（以下「A」という。）に対して、Xのために工場誘致施策を実施されるよう、陳情した。そこでAは、工場建設への全面的な協力をXに対して言明し、乙市の市有地である丙地を工場用地としてXに譲渡することについて乙州市議会の議決を得て、丙地の所有権をXに移転した。その後Xは、丙地の耕作者に対して土地明渡しのための補償料を支払い、機械設備を発注し、敷地の整地工事を行った。

ところが、整地工事完了の翌月に行われた乙州市長選挙において、工場誘致反対派住民の支持を得たBが、市長に選出された。Bは、工場誘致の取りやめは選挙公約であること、丙地周辺の住民の反対があること、丙地の近辺における他の開発やダム建設の計画に支障があることなどを理由として、工場建設に反対している。また、Bは、「市長として有する許認可等に関する権限を行使し、Xの操業開始に必要な許認可等は与えない。」とする旨の見解を公表した。そこでXは、工場の建設を断念せざるを得なくなった。

この結果Xは、機械設備の発注により支払い義務を負担することとなった代金その他の積極的損害（総額約5000万円相当）を被っている。

問 上記の設例について、「工場誘致施策の変更は、乙市の有権者多数の意向を反映したものであるから、乙市は、Xの積極的損害について補償などの代償的措置を行う必要はない。」といえるか。理由を付して答えなさい。（配点：50点）